

新旧対照表

改正	現行
<p>富山県農林水産部情報共有システム活用試行要領</p>	<p>富山県農林水産部 情報共有システム活用試行要領</p>
<p>1 総 則</p> <p>1-1 目的 情報共有システム^{※1}の活用は、富山県農林水産部の工事<u>及び業務（以下「工事等」という。）</u>における「受発注者間のコミュニケーションの円滑化」、「受発注者の事務負担の軽減」等を図り、<u>工事等</u>の適正な履行を確保することを目的とする。</p> <p>1-2 適用範囲 本要領は、富山県農林水産部の<u>工事等</u>で採用する情報共有システムに適用する。</p> <p>1-3 試行対象工事及び業務 <u>本試行は、工事については予定価格40百万円以上のすべての工事で本試行を行うものとする。ただし、対象工事であっても、インターネット環境が確保できない等やむを得ない理由があると認められた場合は、受発注者協議のうえ本試行の対象外とすることができる。</u> <u>また、上記以外の場合であっても、受注者の希望する場合、受発注者協議のうえ、本試行に取り組むことができる。</u> <u>業務については、受注者の希望する場合、受発注者協議のうえ、本試行に取り組むことができる。</u></p> <p>1-4 情報共有システムの要件 情報共有システムは、別表1 <u>1-1、または別紙1-2</u>の機能要件を概ね満足するものとする。</p> <p>1-5 情報共有システムの利用上の留意点 (1) 情報共有システムの契約 ア 受注者は、<u>工事等</u>で使用する情報共有システムを選定し、<u>監督員又は調査職員（以下「監督員等」という。）</u>と協議し承諾を得なければならない。 イ 情報共有システムのサービス提供者^{※2}との契約は、受注者が行うものとし、契約締結後は、契約を証する写しを<u>監督員等</u>に提出するものとする。 (2) 【略】 (3) アカウントの管理の徹底 アカウントが第三者に渡ると、<u>工事等</u>関係書類の漏洩や、改ざん等の恐れがあるため、利用者は、アカウントの管理を徹底するものとする。なお、パスワードは、利用者ごとに設定するものとする。</p> <p>1-6 受注者と情報共有システムのサービス提供者との契約内容 【略】</p>	<p>1 総 則</p> <p>1-1 目的 情報共有システム^{※1}の活用は、富山県農林水産部の工事における「受発注者間のコミュニケーションの円滑化」、「受発注者の事務負担の軽減」等を図り、<u>工事の適正な履行を確保することを目的とする。</u></p> <p>1-2 適用範囲 本要領は、富山県農林水産部の<u>工事</u>で採用する情報共有システムに適用する。</p> <p>【新設】</p> <p>1-3 情報共有システムの要件 情報共有システムは、別表1の機能要件を概ね満足するものとする。</p> <p>1-4 情報共有システムの利用上の留意点 (1) 情報共有システムの契約 ア 受注者は、<u>工事</u>で使用する情報共有システムを選定し、<u>監督員と協議し承諾を得なければならない。</u> イ 情報共有システムのサービス提供者^{※2}との契約は、受注者が行うものとし、契約締結後は、契約を証する写しを<u>監督員</u>に提出するものとする。 (2) 【略】 (3) アカウントの管理の徹底 アカウントが第三者に渡ると、<u>工事</u>関係書類の漏洩や、改ざん等の恐れがあるため、利用者は、アカウントの管理を徹底するものとする。なお、パスワードは、利用者ごとに設定するものとする。</p> <p>1-5 受注者と情報共有システムのサービス提供者との契約内容 【略】</p>

1-7 費用

工事における、情報共有システムの利用に係る費用（登録料及び使用料）は、共通仮設費（技術管理費）の率計上分に含まれる。

業務における、情報共有システムの利用に係る費用（登録料及び使用料）は、すべて受注者の負担とする。

- ※1 情報通信技術を活用し、受発注者間で情報を交換・共有することによって業務効率化を実現するシステムをいう。
- ※2 インターネットを介して情報共有システムのサービスを提供している民間事業者等をいう。
- ※3 情報共有システムを使用して工事等帳票の「協議」、「承諾」等の処理を行う受発注者及び保存された電子データの閲覧を行う受発注者をいう。

2 準備

2-1 情報共有システム利用環境

情報共有システムの利用環境及びセキュリティ要件は、別表2及び別表3によるものとする。また、受注者は、以下の確認等を行うものとする。

(1) 通信回線の確認

受注者は、現場事務所等におけるADSLや光ファイバ、高速モバイル回線等の通信速度及び実効速度等について確認し、利用できる体制を整えるものとする。なお、環境を整えることが不可能な場合は、監督員等と協議するものとする。

(2) 対応パソコン・OS等の確認

受注者は、使用する端末（パソコンのOSやCPU、ハードディスク容量、メモリ容量、ディスプレイ解像度等）について確認し、利用できる体制を整え、現場事務所で使用する端末の型式・型番を監督員等に報告するものとする。

(3) 【略】

(4) セキュリティの確認

受注者は、情報共有システムに係るデータの保管やサイバー攻撃、不正アクセス等に対するセキュリティ対策及び要件について、サービス提供者に確認し、監督員等に報告するものとする。

2-2 【略】

3 情報共有システムの利用

3-1 情報共有システムで扱う工事等関係書類

別紙4 1または別紙4-2 情報共有システム対象書類一覧に掲げる書類とする。

3-2 【略】

1-6 費用

情報共有システムの利用に係る費用（登録料及び使用料）は、共通仮設費（技術管理費）の率計上分に含まれる。

- ※1 情報通信技術を活用し、受発注者間で情報を交換・共有することによって業務効率化を実現するシステムをいう。
- ※2 インターネットを介して情報共有システムのサービスを提供している民間事業者等をいう。
- ※3 情報共有システムを使用して工事帳票の「協議」、「承諾」等の処理を行う受発注者及び保存された電子データの閲覧を行う受発注者をいう。

2 準備

2-1 情報共有システム利用環境

情報共有システムの利用環境及びセキュリティ要件は、別表2及び別表3によるものとする。また、受注者は、以下の確認等を行うものとする。

(1) 通信回線の確認

受注者は、現場事務所等におけるADSLや光ファイバ、高速モバイル回線等の通信速度及び実効速度等について確認し、利用できる体制を整えるものとする。なお、環境を整えることが不可能な場合は、監督員と協議するものとする。

(2) 対応パソコン・OS等の確認

受注者は、使用する端末（パソコンのOSやCPU、ハードディスク容量、メモリ容量、ディスプレイ解像度等）について確認し、利用できる体制を整え、現場事務所で使用する端末の型式・型番を監督員に報告するものとする。

(3) 【略】

(4) セキュリティの確認

受注者は、情報共有システムに係るデータの保管やサイバー攻撃、不正アクセス等に対するセキュリティ対策及び要件について、サービス提供者に確認し、監督員に報告するものとする。

2-2 【略】

3 情報共有システムの利用

3-1 情報共有システムで扱う工事関係書類

別紙4 情報共有システム対象書類一覧に掲げる書類とする。

3-2 【略】

3-3 情報共有システムで扱う工事等関係書類の処理

情報共有システムで扱う工事等関係書類については、掲示板機能、発議書作成機能及びワークフロー機能により処理するものとする。なお、情報共有システムで扱う工事等関係書類については、農林水産部土木工事共通仕様書（富山県農林水産部）または農林水産部調査・測量・設計業務共通仕様書（富山県農林水産部）で定義する「書面」として認めるものとする。

3-4 情報共有システムで扱う工事等書類の整理

受注者は、情報共有システムで扱う工事関係等書類について、受発注者が閲覧・検索を容易にできるよう種別毎にフォルダ分けを行い整理するものとする。

3-5 現場事務所等での使用

- (1) 現場事務所等で使用する端末は、受注者のセキュリティ対策を施したものとし、2-1 (2)により監督員等に報告した端末とする。
- (2) 現場事務所等で端末を使用する場合は、保管方法や事務所等の施錠方法を定め、盗難対策を徹底させるとともに、休日、夜間は現場事務所等に端末を保管したままにしないものとする。また、端末を移動させる場合は、利用者の手元から離さないようにしなければならない。

3-6 データバックアップ体制

受注者は、サービス提供者が行うデータバックアップとは別に、情報共有システムで取扱うデータのバックアップを行わなければならない。なお、バックアップ体制として、バックアップ担当者氏名、頻度、媒体、媒体保管場所を監督員等に報告するものとする。

3-7 工事等完成後のデータの取扱い

受注者は、サービス提供者との契約が終了するまでに、情報共有システム上の全てのデータが消去される時期についてサービス提供者に確認し、監督員等に報告するものとする。

3-8 情報共有システムで扱わない工事等関係書類の取扱い

情報共有システムで扱わない工事等関係書類については、従来どおり紙により提出するものとする。

4 検査における工事等関係書類の取扱い

情報共有システムで扱う工事等関係書類の検査（完成検査・出来形検査・中間検査）は、パソコンやプロジェクター等を用い電子データ（以下「電子検査」という。）で行うものとする。なお、工事等関係書類の電子データは大容量であることが多く、通信環境によっては円滑な表示に支障があることから、電子納品の成果品を利用したオフラインでの電子検査とする。

検査対応の詳細については、「富山県電子納品運用ガイドライン（案）【土木工事編】、または電子納品運用ガイドライン（案）【土木調査設計業務編】によるものとする。

- (1) ~ (2)【略】

3-3 情報共有システムで扱う工事関係書類の処理

情報共有システムで扱う工事関係書類については、掲示板機能、発議書作成機能及びワークフロー機能により処理するものとする。なお、情報共有システムで扱う工事関係書類については、農林水産部土木工事共通仕様書（富山県農林水産部）で定義する「書面」として認めるものとする。

3-4 情報共有システムで扱う工事書類の整理

受注者は、情報共有システムで扱う工事関係書類について、受発注者が閲覧・検索を容易にできるよう種別毎にフォルダ分けを行い整理するものとする。

3-5 現場事務所等での使用

- (1) 現場事務所等で使用する端末は、受注者のセキュリティ対策を施したものとし、2-1 (2)により監督員に報告した端末とする。
- (2) 現場事務所等で端末を使用する場合は、保管方法や事務所等の施錠方法を定め、盗難対策を徹底させるとともに、休日、夜間は現場事務所等に端末を保管したままにしないものとする。また、端末を移動させる場合は、利用者の手元から離さないようにしなければならない。

3-6 データバックアップ体制

受注者は、サービス提供者が行うデータバックアップとは別に、情報共有システムで取扱うデータのバックアップを行わなければならない。なお、バックアップ体制として、バックアップ担当者氏名、頻度、媒体、媒体保管場所を監督員に報告するものとする。

3-7 工事完成後のデータの取扱い

受注者は、サービス提供者との契約が終了するまでに、情報共有システム上の全てのデータが消去される時期についてサービス提供者に確認し、監督員に報告するものとする。

3-8 情報共有システムで扱わない工事関係書類の取扱い

情報共有システムで扱わない工事関係書類については、従来どおり紙により提出するものとする。

4 検査における工事関係書類の取扱い

情報共有システムで扱う工事関係書類の検査（工事完成検査・出来形検査・中間検査）は、パソコンやプロジェクター等を用い電子データ（以下「電子検査」という。）で行うものとする。なお、工事関係書類の電子データは大容量であることが多く、通信環境によっては円滑な表示に支障があることから、電子納品の成果品を利用したオフラインでの電子検査とする。

検査対応の詳細については、「富山県電子納品運用ガイドライン（案）【土木工事編】によるものとする。

- (1) ~ (2)【略】

5 電子成果品の作成

情報共有システムで扱った書類については、情報共有システムの「工事関係書類出力機能」を利用し、富山県電子納品運用ガイドライン(案)[土木工事編]、または電子納品運用ガイドライン(案)[土木調査設計業務編]にて定める仕様（フォルダ構成、ファイル命名など）に従い電子成果品を作成する。

6 【略】

附 則

本要領は、平成 30 年 4 月 1 日の決裁に係る工事から適用する。

附 則

本要領は、平成 31 年 4 月 15 日の決裁に係る工事から適用する。

附 則

本要領は、令和 3 年 4 月 1 日の決裁に係る工事から適用する。

附 則

本要領は、令和 4 年 10 月 1 日の決裁に係る工事から適用する。

5 電子成果品の作成

情報共有システムで扱った書類については、情報共有システムの「工事関係書類出力機能」を利用し、富山県電子納品運用ガイドライン(案)[土木工事編]にて定める仕様（フォルダ構成、ファイル命名など）に従い電子成果品を作成する。

6 【略】

附 則

本要領は、平成 30 年 4 月 1 日の決裁に係る工事から適用する。

附 則

本要領は、平成 31 年 4 月 15 日の決裁に係る工事から適用する。

附 則

本要領は、令和 3 年 4 月 1 日の決裁に係る工事から適用する。

別表 1 - 1

工事における情報共有システムの機能要件

	機 能	要 件
1	工事基本情報 管理機能	【略】
2	掲示板機能	【略】
3	発議書類作成 機能	(1)工事関係書類（ <u>試行様式 1</u> 、様式 47、52、56、）を作成、 修正、削除できる。 <u>原則、試行様式 1 使用することとし、シ ステムが未対応の場合は、様式 52 の使用も可能とする。</u> (2)～(7) 【略】
4	ワークフロー 機能	【略】
5	書類管理機能	【略】
6	工事関係書類 出力機能	【略】
7	スケジュール 管理機能	【略】
8	システム管理 機能	【略】

別表 1

情報共有システムの機能要件

	機 能	要 件
1	工事基本情報 管理機能	【略】
2	掲示板機能	【略】
3	発議書類作成 機能	(1)工事関係書類（様式 47、52、56）を作成、修正、削除で きる。 (2)～(7) 【略】
4	ワークフロー 機能	【略】
5	書類管理機能	【略】
6	工事関係書類 出力機能	【略】
7	スケジュール 管理機能	【略】
8	システム管理 機能	【略】

別表1-2

業務における情報共有システムの機能要件

【新設】

	機 能	要 件
1	業務基本情報 管理機能	<p>(1)システムへの直接入力にて業務基本情報を登録できる。</p> <p>(2)登録した業務基本情報を修正、削除、参照できる。</p> <p>(3)登録した業務基本情報を発議書類作成機能等で利用できる。</p> <p>(4)システムへの入出力は全て日本語で利用できる。</p>
2	掲示板機能	<p>(1)受発注者間で交換・共有する情報（以下、「記事等」という。）を登録・削除・閲覧できる。</p> <p>(2)記事等には、タイトル、登録者名、登録日時等を管理できる。</p> <p>(3)記事等に対して、返信コメントを登録できる。</p> <p>(4)記事等には、書類、図面、写真等の電子ファイルを添付できる。</p> <p>(5)記事等には、閲覧可能な利用者の範囲を設定できる。</p> <p>(6)同一システムを利用する調査職員が、担当する複数または全ての業務で登録された記事等をツリー構造等で一覧表示できる。</p> <p>(7)同一システムを利用する調査職員が、担当する複数または全ての業務で記事等を一括して登録、修正、削除できる。</p> <p>(8)ログイン時に、担当する業務に関する未読の記事等のタイトル一覧を表示できる。</p> <p>(9)記事等のタイトル、登録者名、登録日時から、記事等を検索できる</p>
3	発議書類作成 機能	<p>(1)業務関係書類（様式 101、106、108）を作成、修正、削除できる。</p> <p>(2)作成時に必須項目に未記入があった場合は、エラーメッセージを表示できる。</p> <p>(3)業務基本情報が、業務関係書類の入力フォームに反映できる。</p> <p>(4)以前作成した業務関係書類の記載内容を利用して、新たに別の業務関係書類の作成ができる。</p> <p>(5)作成中の発議書類は、一時保存することができる。</p> <p>(6)一時保存した発議書類を修正・削除できる。</p>

		<p><u>(7)発議書類には、書類、図面、写真等の電子ファイルを添付できる。</u></p>		<p>【新設】</p>
<p>4</p>	<p><u>ワークフロー機能</u></p>	<p><u>(1)システム内で電子により決裁処理ができる。</u> <u>(2)回答予定日を設定できる。</u> <u>(3)中間処理・回答日、最終処理・回答日を設定できる。</u> <u>(4)発議書類の承認履歴、現在の承認状況等を一覧表示により確認できる。</u> <u>(5)同一システムを利用する調査職員が、担当する複数または全ての業務の発議書類の承認履歴及び現在の承認状況等を一覧表示できる。</u> <u>(6)一覧には、業務名、タイトル、承認・閲覧状況等を表示できる。</u> <u>(7)一覧表示した情報を絞り込み表示、並べ替えできる。</u> <u>(8)承認者^{*1}及び閲覧者^{*2}（以下、「承認者等」という。）の選択及びワークフローの順番が設定できる。</u> <u>(9)発議者^{*3}は発議書類に対する説明等のコメントを付与することができ、承認者等がコメントを確認することができる。</u> <u>(10)発議者は、承認者等に対し電子メールで発議を通知することができる。</u> <u>(11)承認者は、発議文書に対し承認、差し戻し^{*4}を行うことができる。</u> <u>(12)差し戻しは、発議書類の発議者または前の承認者に対して行うことができる。</u> <u>(13)承認者は、処理・回答内容欄を含む業務関係書類について、処理・回答内容を入力できる。</u> <u>(14)承認者は、発議書類に対する所見等をコメントとして登録でき、発議者及び他の承認者等が確認できる。</u> <u>(15)承認者は、発議者に対し電子メールで承認、差し戻しを通知することができる。</u> <u>(16)決裁中の業務関係書類が差し戻し等により修正等となった場合には、修正日や修正内容等が履歴として表示できる。</u> <u>(17)単純な書類の入力ミス等に対応できるように、決裁が完了した業務関係書類については、発議日や最終処置・回答日を修正することができる。</u> <u>(18)発議書類の承認履歴を電子データ等で出力できる。</u></p>		

5	書類管理機能	<p><u>(1)業務関係書類をフォルダ分けして、体系的に管理できる。(フォルダ分けは、別表4-2に基づき分類する。)</u></p> <p><u>(2)業務書類は、フォルダを指定して登録できる。</u></p> <p><u>(3)フォルダは適宜追加、修正、削除することができる。</u></p> <p><u>(4)業務関係書類は、分類、日付等により検索、並べ替えし、一覧表示できる。</u></p> <p><u>(5)業務関係書類を閲覧できる。</u></p> <p><u>(6)ファイルを指定して PDF 等の形式でファイル出力できる。</u></p> <p><u>(7)業務関係書類を一覧表として Excel、CSV 等の形式でファイル取得でき、資料として活用できる。</u></p>		【新設】
6	業務関係書類出力機能	<p><u>(1)登録した業務関係書類は、外部媒体にフォルダ構成、ファイル名を保持したまま、一部または全部をファイル出力できる。</u></p> <p><u>(2)富山県電子納品運用ガイドライン（案）〔土木調査設計業務編〕にて定める仕様（フォルダ構成、ファイル命名など）に従い、業務関係書類（電子）として外部媒体に出力することができる。</u></p>		
7	スケジュール管理機能	<p><u>(1)個人の予定を登録、修正、削除、参照できる。</u></p> <p><u>(2)同一システムを利用する調査職員が、担当する複数または全ての業務について、それらの業務を担当する複数または全利用者の予定を1画面に統合して参照できる。</u></p> <p><u>(3)同一システムを利用する調査職員が、担当する複数の業務で予定を一括して登録、修正、削除できる。</u></p>		
8	システム管理機能	<p><u>(1)利用者ごとにID、パスワード、メールアドレス、使用できる機能及び権限等を登録、変更、削除することができる。</u></p> <p><u>(2)複数の業務を担当する調査職員は、同一のID、パスワードによりログインすることができる。</u></p> <p><u>(3)利用者によるシステムのアクセス履歴をログに記録し、利用者や利用日時などを指定して該当するログ情報を画面上に表示またはファイル出力できる。</u></p>		

別表 2

情報共有システム利用環境推奨

項目	条件
通信回線	ADSL (1.5Mbps) 以上
ブラウザ	Microsoft Edge、Firefox、Google Chrome、Safari
OS	上記ブラウザが表示可能なもの
ディスプレイ	1024×768 以上が表示可能なもの
スマート端末	Android4.0 以上、iOS7.0 以上

別表 3 【略】

工事における情報共有システム対象書類一覧

表【略】

業務における情報共有システム対象書類一覧

書類名	検査対象	令和4年度以降の取り扱い
業務打合簿	電子	極力、実施に努める
業務履行報告書	電子	実施する
業務段階確認申出書	電子	実施する
業務計画書	電子	極力、実施に努める

別表 4 - 1

別表 4 - 2

別表 2

情報共有システム利用環境推奨

項目	条件
通信回線	ADSL (1.5Mbps) 以上
ブラウザ	Internet Explorer8 以上、Firefox7.0 以上、Google Chrome28、Safari5
OS	上記ブラウザが表示可能なもの
ディスプレイ	1024×768 以上が表示可能なもの
スマート端末	Android4.0 以上、iOS7.0 以上

別表 3 【略】

情報共有システム対象書類一覧

表【略】

【新設】

別表 4

別表 5

契約図書等の記載例

項目	記載例
1 特別仕様書	<p><u>(40 百万円以上の工事)</u></p> <p>1 <u>本工事は、情報共有システムの活用対象工事である。ただし、対象工事であっても。インターネット環境が確保できない等やむを得ない理由があると認められた場合は、受発注者協議のうえ本試行の対象外とすることができるものとする。</u></p> <p><u>(上記以外の工事)</u></p> <p>1 本工事は、情報共有システムの活用試行対象工事であり、受注者が希望すれば情報共有システムを活用することができるものとする。</p> <p><u>(委託業務)</u></p> <p>1 <u>本業務は、情報共有システムの活用試行対象工事であり、受注者が希望すれば情報共有システムを活用することができるものとする。情報共有システムの運用に係る経費は受注者の負担とする。</u></p> <p>2 受注者は、工事 <u>(業務)</u> 契約後、速やかに情報共有システム会社と契約を行うとともに、監督員 <u>(調査職員)</u> と情報共有システム試行事前協議チェックシートにより情報共有の実施方法及び対象書類について協議を行うものとする。</p> <p>3 試行は、別添の富山県農林水産部情報共有システム活用試行要領によるものとする。</p> <p>4 電子納品における利便性をあげるため、使用する情報共有システムについては、富山県の工事 <u>(業務)</u> 様式を Web 形式で入出力できるシステムを優先するものとする。</p> <p>5 受注者は、発注者から技術上の問題点の把握、利用にあたっての評価を行うためアンケート等を求められた場合、これに協力しなければならない。</p> <p>6 受注者は、情報共有システムで取り扱ったデータを電子納品に含め提出するものとする。</p>

別表 5

契約図書等の記載例

項目	記載例
1 特別仕様書	<p>1 本工事は、情報共有システムの活用試行対象工事であり、受注者が希望すれば情報共有システムを活用することができるものとする。</p> <p>2 受注者は、工事契約後、速やかに情報共有システム会社と契約を行うとともに、監督員と情報共有システム試行事前協議チェックシートにより情報共有の実施方法及び対象書類について協議を行うものとする。</p> <p>3 試行は、別添の富山県農林水産部情報共有システム活用試行要領によるものとする。</p> <p>4 電子納品における利便性をあげるため、使用する情報共有システムについては、富山県の工事様式を Web 形式で入出力できるシステムを優先するものとする。</p> <p>5 受注者は、発注者から技術上の問題点の把握、利用にあたっての評価を行うためアンケート等を求められた場合、これに協力しなければならない。</p> <p>6 受注者は、情報共有システムで取り扱ったデータを電子納品に含め提出するものとする。</p>